

別記様式第5 別添

四国山地石鎚山系 広域捕獲計画

(令和8年8月1日から令和9年3月31日まで)

作成主体：愛媛県、高知県

1 計画作成の背景及び目的等

愛媛県及び高知県においては第二種特定鳥獣管理計画を定め、ニホンジカの個体数調整を進めている。

石鎚山系を含む愛媛県と高知県境には、四国山地の一部を構成する高標高の山地が連なっており、愛媛県、高知県の生息状況調査等により、ニホンジカの急速な分布拡大が危惧されている。

当該地域については、①高標高地で捕獲が困難であること、②狩猟者の高齢化及び減少していることから、捕獲が十分に進んでおらず、対策を強化する必要がある。

そこで、ニホンジカの生息地が県境を跨ぐ地域であることから、各県の第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、隣接する愛媛県及び高知県が広域捕獲計画を策定し、各県が県境付近で集中的な捕獲を実施する。

(注) 連携協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向けた取組の1つとして、当該協議会を設立し、本計画の作成に取り組むこととした背景、当該計画における目的等について記載する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ニホンジカ

3 捕獲等の実施区域

実施区域名	住所等	概況	選定理由・目的	他法令等
愛媛県	①西条市	西日本最高峰である石鎚山を含む山系であ	近年、特に植生被害や捕獲及び目撃情報が得	・石鎚国定

石鎚山系	(国指定鳥獣保護区を含む区域)	り、希少種や固有種が多く生育する区域である。	られている区域であるため、広域連携捕獲を実施。	公園 ・国指定鳥獣保護区 (石鎚山系) ・国指定石鎚山系森林生態系保護地域 ・国指定自然環境保全地域(笹ヶ峰) ・西条市は、区域全体において鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施
高知県	高知県吾川郡いの町 (国指定自然環境保全地域を含む)	西日本最高峰である石鎚山を含む山系であり、希少種や固有種が多く生育する区域である。	近年、特に植生被害や捕獲及び目撃情報が得られている区域であるため、広域連携捕獲を実施。	・石鎚山国定公園 ・国指定鳥獣保護区 (石鎚山系) ・国指定自然環境保全地域(笹ヶ峰)

(注) 1 実施区域名欄には、実施区域の名称を記載する。

- 2 住所等欄には、都道府県名、市町村名及び地名等を記載する。
- 3 概況欄には、捕獲コストの要因も分かるよう、事業実施場所の環境（地形、標高、植生、気象条件、土地利用状況、林道の整備状況）、アクセス性（捕獲場所までの移動方法、所要時間）、事業実施の際の宿泊の必要性等を記載する。
- 4 選定理由欄には、当該計画を作成するに当たり行った調査結果や既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該区域を選定した理由として、捕獲等によって目指す地域の状態（被害や密度等の状況）や、そこで実施する必要性や効果等を記載すること。
- 5 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
- 6 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付する。

4 目標

実施区域	目標	備考
石鎚山系	ニホンジカ 60 頭(愛媛県 30 頭※ 1、高知県 30 頭※ 2)	※ 1 愛媛県で実施する効果的捕獲促進事業（広域捕獲タイプ）でのニホンジカの捕獲目標 ※ 2 高知県で実施する効果的捕獲促進事業（広域捕獲タイプ）でのニホンジカの捕獲目標

（注）連携協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を考慮・勘案し、広域捕獲計画の目標として、実施区域毎の被害や密度・分布域等に関する目標及びそのために必要な捕獲数等の具体的な数値等を記載する。なお、5に掲げる捕獲等の対応別の捕獲数目標についても備考欄に記載する。

5 目標の達成に向けた捕獲等の対応

① 愛媛県石鎚山系

愛媛県における効果的捕獲促進事業（広域捕獲タイプ）による捕獲。

捕獲した個体については、原則埋設により処分する。

② 高知県石鎚山系

高知県における効果的捕獲促進事業（広域捕獲タイプ）による捕獲。

捕獲した個体については、原則埋設により処分する。

(注) 1 本計画の目標に向けた捕獲等をどのように実施するのか記載する。（連携協議会による捕獲（許可捕獲）や、各都道府県における許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟などの区分を記載する。また、なぜその対応としたのか、対応が複数になる場合はすみ分け方法についても記載する。）

2 都府県が事業実施主体となり効果的捕獲促進事業における広域連携タイプと他の捕獲事業を組み合わせる場合、その概要、広域連携捕獲としての妥当性等を記載する。

6 捕獲の実施期間

実施区域名	実施期間
愛媛県石鎚山系	令和8年9月1日～令和9年2月28日
高知県石鎚山系	令和8年8月～令和8年11月

7 捕獲等の内容

(1) 捕獲の方法等

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模	搬出・処分方法
愛媛県石鎚山系	わな猟（くくりわな）	捕獲日数は1000基 日程度とする。	原則埋設処理
高知県石鎚山系	わな猟（くくりわな）	捕獲日数は3,600基	原則埋設処理

		日程度とする。	
--	--	---------	--

(注) 1 広域捕獲計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載する。

2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。

3 銃猟にあつては非鉛製銃弾を使用する旨を記載する。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること。

4 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

5 効果的捕獲促進事業のうち広域連携タイプと他の事業を組み合わせることで広域連携捕獲を実施する場合にあつては、広域連携の全体が分かるよう、他の事業の内容も含め記載すること。

(2) 実施体制

【実施主体】愛媛県、高知県

【実施形態】委託

【委託業務の範囲】ニホンジカの捕獲（捕獲に付随する事項を含む）

捕獲個体の搬出・処分

【委託先】認定鳥獣捕獲等事業者を想定

(注) 協議会が事業の実施主体となる場合、連携協議会名を記載する。また、隣接する都府県が連携して広域連携捕獲を実施する場合、関係する都府県名等を記載する。さらに、捕獲等の作業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の業務範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）を記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 効率的・効果的实施に向けた工夫

【愛媛県】

・誘引式くくりわなを使用することにより、捕獲効率の向上を目指す。

・前年度までの実施計画策定等事業の調査結果をもとに、生息密度が高いと推定される地域で捕獲を実施する。

・ニホンジカ以外の鳥獣が錯誤捕獲された場合は、原則として速やかに放獣する。錯誤捕獲した鳥獣の情報は発注者（県）への共有に努める。放獣体制により、必要に応じて、他機関への申請や調整を行う。ただし、指定管理鳥獣であるイノシシが捕獲される可能性がある場合には、事業受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

【高知県】

・事前・捕獲中の調査で得た出現頻度のデータ等をわなの設置位置に反映させ効果的な捕獲を実施する。

・一般の登山者の安全を確保するため、各所に掲示板等を設置するなど、最新に注意を払って事業を実施する。

・他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所について十分精査するとともに、ニホンジカ以外が捕獲された場合は、原則として速やかに放獣する。錯誤捕獲した鳥獣の情報は県に情報共有する。ただし、指定管理鳥獣であるイノシシが捕獲される可能性がある場合は、受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

(注) 効率的・効果的に捕獲等を実施するための、捕獲場所や時期、方法、捕獲者選定における工夫点を記載する。

9 実施効果の測定・評価方法

【愛媛県】

・実施計画策定等事業で設置したセンサーカメラにより、高標高域での生息状況を把握する。

・愛媛県特定鳥獣適正管理検討委員会において、指定管理鳥獣捕獲等事業の実績や県内の狩猟や許可捕獲を含めた捕獲状況、生息数の推定結果等を説明し、外部委員による検証、評価を行う。

・さらに、同委員会では、愛媛県ニホンジカ対策植生保全協議会による植生保全活動の成果も事業評価の参考とし、次年度以降、捕獲効率の向上、自然植生被害の拡大防止に繋げることとする。

【高知県】

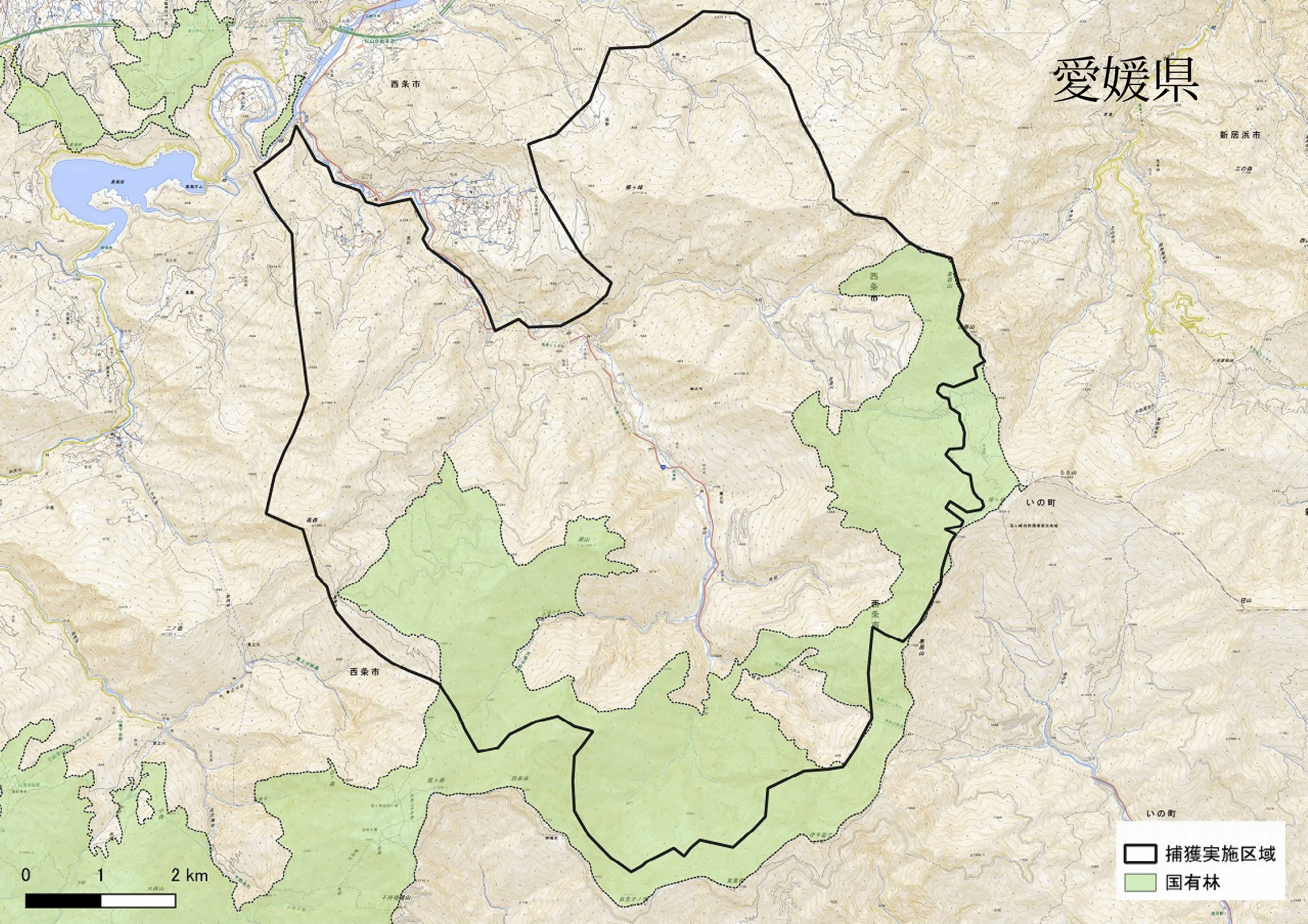
- ・くくりわなを使用したわな猟による捕獲を実施し、事業終了後には糞粒法によるシカの生息状況調査を行う。
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業検討会（令和8年2月予定）において、外部委員による効果の検証を行う。
- ・「石鎚山系における生物多様性保全計画」（令和4年度）に基づく植生被害調査等のモニタリング結果についても事業評価の参考とし、次年度以降、捕獲効率の向上、自然植生被害の拡大防止に繋げることとする。

（注）実施地域において捕獲等が適切に実施されたかの確認及び目標（被害軽減や密度低減等）への効果を測る方法を記載すること（例：①下層植生の被度、②指定種の被度や個体数、③保全対象種の被度や個体数、④低嗜好性植物の割合、⑤ブラウジングラインの形成、⑥土壌流出、⑦事業区域内の植生被害状況の写真等を比較する等。）。そのために、どのような捕獲情報や被害・密度指標等を収集するのか記載し、整理、分析評価をどのように行い、各種計画（本計画や第二種特定鳥獣管理計画等）等へどのように反映するのかを記載する。なお、事業効果の比較は同じ場所・季節に行うことが望ましく、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

10 その他

（注）1～9の項目以外に追加する項目がある場合は、10以降に追加して記載する。

愛媛県



- 捕獲実施区域
- 国有林

